

第15 火を使用する器具

1 用語の定義

火を使用する器具とは、使用形態上、移動可能なものをいい、移動式（七輪、ガスカートリッジ式等）こんろ、移動式ストーブ、各種移動式バーナー等が該当する。

2 条例の適用

条例によるほか、次によること。

- (1) 「火災予防上安全な距離」については、第4章 第1節 第1. 1. (1)によること。
- (2) 条例第20条第1項第1号でいう「遮熱のための空間」とは、底面過熱による火災を防止するための規定であり、室温 35℃のときに底面が 100℃以下になるような必要な空間を確保するものであること。
- (3) 条例第22条第2項で規定する「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具」とは、電気あんか、電気毛布、電気足温器等、通常の使用形態が可燃物と接触して使用することを前提としているものをいう。
- (4) 飲食店等で使用するテーブル等に組み込んで使用するこんろ等については、テーブルの移動の有無にかかわらず火気使用設備として規制する。